

						年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	地域振興部	地域づくり課	少人数地域での自治活動等の負担軽減について	太田地区では少子高齢化が進む中、自治会の活動に関わっている方々の負担が年々増えている。特に1人の方が、いくつもの役割を担っているケースが多くある。地域ではすでに役員のなり手不足、役員の偏り、活動の固定化といった課題が深刻である。	自治会については、住民の皆様により自主的に組織され、防犯、防災に関する活動、ごみ集積所の設置など地域の住環境の整備といった、さまざまな活動を通じて住民相互の親睦に大きな役割を担っているほか、市道の草刈りや花壇整備など市と連携した活動も多く、地域の基盤を支える自治会は、市政の推進に多大なご協力をお願いしている。 全国的に少子高齢化、人口減少が課題となっているが、本市の総人口は、平成12年の107,814人をピークに減少してきており、令和7年3月末現在で、89,185人という状況であり、コミュニティ会議をはじめとする各種団体の今後の運営について、市政懇談会の場などでテーマとして取り上げられることが多くなっており、他地区においても課題と認識している。 自治会への支援としてしまして、市では、自治公民館の新築や改修への補助や一般財団法人自治総合センターの助成金を活用した備品の購入、自治会が生産学習事業を実施される際などには、講師派遣を行うなどしている。 また、昨年度(令和6年度)からコミュニティ会議や自治会などが主催する行事や管理する施設に起因する事故などがあった場合の損害を補償する自治会等活動保険制度を新たに創設し、その保険料を市が負担している。令和6年度は3件の保険の対象となる事故の報告もいただいております。こうした保険を市で用意することで、自治会の活動を支え、役員の方々の心理的負担などを少しでも軽減できればと考えている。 このほか、直接の自治会等への支援ということではないが、地域の負担軽減の観点から、市が区長などに推薦を依頼している各種委員等の割り当ての見直しや、市の広報物の回収配布について、その仕組み、量や回数の削減をすることができないかなどについて市役所内部で検討を進めてまいりたいと考えているが、これらについては、過去も見直ししようとした経緯があり、個々に必要があつて設立された団体や役職であることから、話し合いを進めるのはなかなか難しく、地域への依頼事項をあまり削減できなかった経緯がある。 地域においては自治会のほか、多数の組織があり、その組織の成り立ちや経緯、現在の状況など、それぞれの地域によって違いがあり抱える課題もさまざまなものと思います。組織を持続的な運営をしていくためにどのようなことが必要なのか、どのように地域の合意形成を図るか、場合によっては組織の統廃合なども検討のひつとなるのではないかと考えられる。まずは組織のなかでも話し合いを持っていただくことが必要と考えているところであり、市といたしましても話し合いの場に参画してまいりたいと考えている。 太田地区振興会では、今年度の地域づくりサポート事業を活用し、地域ビジョンの見直しに取り掛かるとのことで、そのなかで、地域の各種団体の在り方などについても検討される予定と伺っている。そのようななかで、将来を見据えて地域の皆さまが納得できるように地域組織の在り方につながることを期待するところである。	自治会については、住民の皆様により自主的に組織され、防犯、防災に関する活動、ごみ集積所の設置など地域の住環境の整備といった、さまざまな活動を通じて住民相互の親睦に大きな役割を担っているほか、市道の草刈りや花壇整備など市と連携した活動も多く、地域の基盤を支える自治会は、市政の推進に多大なご協力をいただいている。 全国的に少子高齢化、人口減少が課題となっているが、本市の総人口は、平成12年の107,814人をピークに減少してきており、令和7年3月末現在で、89,185人という状況であり、コミュニティ会議をはじめとする各種団体の今後の運営について、市政懇談会の場などでテーマとして取り上げられることが多くなっており、他地区においても課題と認識している。 自治会への支援としてしまして、市では、自治公民館の新築や改修への補助や一般財団法人自治総合センターの助成金を活用した備品の購入、自治会が生産学習事業を実施される際などには、講師派遣を行うなどしている。 また、昨年度(令和6年度)からコミュニティ会議や自治会などが主催する行事や管理する施設に起因する事故などがあった場合の損害を補償する自治会等活動保険制度を新たに創設し、その保険料を市が負担している。令和6年度は3件の保険の対象となる事故の報告もいただいております。こうした保険を市で用意することで、自治会の活動を支え、役員の方々の心理的負担などを少しでも軽減できればと考えている。 このほか、直接の自治会等への支援ということではないが、地域の負担軽減の観点から、市が区長などに推薦を依頼している各種委員等の割り当ての見直しや、市の広報物の回収配布について、その仕組み、量や回数の削減をすることができないかなどについて市役所内部で検討を進めてまいりたいと考えているが、これらについては、過去も見直ししようとした経緯があり、個々に必要があつて設立された団体や役職であることから、話し合いを進めるのはなかなか難しく、地域への依頼事項をあまり削減できなかった経緯がある。 地域においては自治会のほか、多数の組織があり、その組織の成り立ちや経緯、現在の状況など、それぞれの地域によって違いがあり抱える課題もさまざまなものと思います。組織を持続的な運営をしていくためにどのようなことが必要なのか、どのように地域の合意形成を図るか、場合によっては組織の統廃合なども検討のひつとなるのではないかと考えられる。まずは組織のなかでも話し合いを持っていただくことが必要と考えているところであり、市といたしましても話し合いの場に参画してまいりたいと考えている。 太田地区振興会では、今年度の地域づくりサポート事業を活用し、地域ビジョンの見直しに取り掛かるとのことで、そのなかで、地域の各種団体の在り方などについても検討される予定と伺っている。そのようななかで、将来を見据えて地域の皆さまが納得できるように地域組織の在り方につながることを期待するところである。 コミュニティ会議会長等をはじめ、区長や自治会長等の負担軽減に向けて、市の依頼事項を見直しの検討を継続。	完了
2	地域振興部	地域づくり課	自治会等活動保険制度について	保険は花巻市民以外は対象にならないのか。	自治会等活動保険制度は2つの対象があり、1つ目は傷害事故で、補償対象者が活動中に怪我等を負った事故が対象になる。2つ目は損害賠償責任事故で、活動中に主催者が過失があり、他者に損害を与えた事故が対象になる。	自治会等活動保険制度は2つの対象があり、1つ目は傷害事故で、補償対象者が活動中に怪我等を負った事故が対象になる。2つ目は損害賠償責任事故で、活動中に主催者が過失があり、他者に損害を与えた事故が対象になる。	完了
3	地域振興部	地域づくり課	少人数地域での自治活動等の負担軽減について	他の地区でも自治会活動の負担について質問があったと思うが、共通の課題等はあるか。	【地域振興部長】 共通の課題は担い手がいないという点である。人口が多い地区でも担い手不足が課題となっている。 若い世代は、仕事や子育て等で忙しく自治会に参加できない方もいるのではないかとと思う。 【市長】 人口が減少し、自治会内でも会長等の役職にもよるといってくる人が減ってきていて、各種委員に割り当てられても出せなくなっている。 例えば隣同士の人口の少ないA区と人口の多いB区が統合する。A区は統合したほうが負担が軽減されるため統合に賛成するが、B区は負担が増えるため統合に反対する。統合は双方が話し合いで合意しなければ進められないため非常に難しい。 統合の他に、ある役職についてはA区B区一緒にして責任を分担する方法も考えられる。団体は委員を減らすことに前向きではないと思う。いずれにしても、地域の声を聞き考えていかなければならない。	共通の課題は担い手がいないという点である。人口が多い地区でも担い手不足が課題となっている。 若い世代は、仕事や子育て等で忙しく自治会に参加できない方もいるのではないかとと思う。 人口が減少し、自治会内でも会長等の役職にもよるといってくる人が減ってきていて、各種委員に割り当てられても出せなくなっている。 例えば隣同士の人口の少ないA区と人口の多いB区が統合する。A区は統合したほうが負担が軽減されるため統合に賛成するが、B区は負担が増えるため統合に反対する。統合は双方が話し合いで合意しなければ進められないため非常に難しい。 統合の他に、ある役職についてはA区B区一緒にして責任を分担する方法も考えられる。団体は委員を減らすことに前向きではないと思う。いずれにしても、地域の声を聞き考えていかなければならない。	完了
4	教育部 福祉部	学校教育課 障がい福祉課	不登校やひきこもりへの対応策について	児童生徒の不登校や成人の引きこもりなどの人々に關して、市の現状把握と対策を伺いたい。	【教育部長】 児童生徒の不登校についてお話を。まずは不登校の定義は「特別の理由のない欠席が年間30日以上ある」児童生徒を不登校として捉えている。 本市の現状は、令和6年度の不登校児童生徒数は、小学校81人、中学校121人となっており、いずれも過去最多の人数となっている。また、不登校児童生徒出現率で見ると、本市の令和6年度は小学校が1.97、中学校が5.65となっている。国や県との令和6年度出現率はまだ公表されていないので、令和5年度の値で見ると、令和5年度の値で見ると、小学校が国2.14%、県1.58%、市1.43%、中学校が国6.71%、県5.51%、市4.95%となっており、本市の出現率は、国や県よりは低いものの、特にコロナ禍以降、年々増加傾向である。 不登校のきっかけや原因は、小学校で多いのは「友人関係」、「不安・抑うつ」、「生活リズム」、中学校では「不安・抑うつ」、「人間関係」、「学業不振」となっている。このほか、家庭環境などの様々な要因が絡み合っって不安を抱えている児童生徒が増えている。 不登校対策として、未然防止への取組や早期対応は重要であり、各学校では、学習や行事などを通して、子どもたちの自己肯定感を高め、学習のつまずきや悩みに個別に対応するなど、楽しい学校、学級づくりに努めている。また、教室に入ることができない児童生徒へは別室登校の対応を行い、登校しやすい環境づくりに取り組んでおり、本年5月時点で利用している児童生徒は16校で49人となっている。このほか、児童生徒の休みが続く場合にはすぐに家庭訪問を行ったり、学校内で状況や原因を把握し、支援策を講ずるためのケース会議を行っている。 しかしながら、不登校の要因は様々であり、児童生徒と親のニーズに応じた支援や居場所の確保と多様な学びの場が必要となっていることから、教育委員会では学校や福祉等との関係機関と連携しながら各種支援に取り組んでいるほか、県教育委員会が各学校に配置しているスクールカウンセラと連携し、相談体制を整備している。 教育委員会における取組は、1つ目は、不登校対応の相談・支援であり、スクールソーシャルワーカー3人、指導主事、教育相談員7人が1学期、2学期にかけて学校を訪問して指導・助言を行い、不登校の未然防止や改善に向けた相談・支援を行っている。 2つ目は、「11プロブレム」中1ギヤップの解消に向けた取組である。「11プロブレム」の解消については、保育教育機関から小学校への接続の充実に向けた取組として、本年2月に「花巻市架け橋カリキュラム」を策定し、就学前の遊びを中心とした教育から、教科指導による小学校教育へのギヤップを小さくして、子どもたちが安心して小学校生活に馴染むことができるよう、小学校区ごとにそれぞれ実践を進めている。小学校から中学校へ進学した際に学習面や生活面での環境の変化に適應できず不登校などの問題が起こる「中1ギヤップ」の解消に向けては、小・中の教員による情報交換や合同の研修会などの小中連携を進めているほか、小学校6年生の欠席状況報告を中学校へ引継ぐとともに、次年度への引継資料「児童生徒理解シート」の活用を図っている。 3つ目は、教育相談事業の実施である。問題を抱える児童生徒・保護者からの教育相談について、令和6年度に相談を受けた件数は、延べ2,915件あった。これらの相談については、スクールソーシャルワーカー、指導主事、教育相談員が、小さなSOSに早期に対応し、解決できるよう支援を行っている。 4つ目は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として策定した、花巻市「COOOLプラン」に基づく取組である。この具体的な内容は、市教育支援センター「風の子ひろば」において、7人の教育相談員が保護者や児童生徒の教育相談に応じたり、通級教室を開設して不登校の児童生徒の指導・支援を行っている。令和6年度は16人、令和7年度は5月時点で11人通っている。そのほか、家庭訪問や校内ケース会議への参加、オンライン型の学習指導なども実施しており、その支援の結果、学校へ復帰する子どもも増えている。 また、市内小中学校に校内教育支援センターを設置し、環境整備を行うとともに、現在、中学校8校に生徒支援員9人を配置し、不登校児童生徒の支援、定期的なケース会議での情報交換、生徒支援員の研修を行っている。 さらに、市内のフリースクールには、市から開設時に備品等への財政的支援を行ったほか、現在17人の子どもたちが通っているが、その様子や支援の仕方等について、学校を含めて情報共有しながら連携し、取り組んでいるところである。 このように、各学校や教育委員会において、不登校の児童生徒へは個別の状況に応じて対応し、どこにも繋がっていない児童生徒はいないようにしており、中学校卒業後は、子どもたちのほぼ全員が、通制制の高校を含め様々な道に進んでいる。引き続き誰一人取り残されない学びの保障に向け取り組む。初めに話したとおり、不登校の要因は様々であることから、地域の皆様にも学校の対応に協力いただくとともに、コミュニティスクールの活動等において、子どもたちに声をかけていただくなど、温かく見守っていただきたいと考えている。	【学校教育課】 児童生徒の不登校についてお話を。まずは不登校の定義は「特別の理由のない欠席が年間30日以上ある」児童生徒を不登校として捉えている。 本市の現状は、令和6年度の不登校児童生徒数は、小学校81人、中学校121人となっており、いずれも過去最多の人数となっている。また、不登校児童生徒出現率で見ると、本市の令和6年度は小学校が1.97、中学校が5.65となっている。国や県との令和6年度出現率はまだ公表されていないので、令和5年度の値で見ると、令和5年度の値で見ると、小学校が国2.14%、県1.58%、市1.43%、中学校が国6.71%、県5.51%、市4.95%となっており、本市の出現率は、国や県よりは低いものの、特にコロナ禍以降、年々増加傾向である。 不登校のきっかけや原因は、小学校で多いのは「友人関係」、「不安・抑うつ」、「生活リズム」、中学校では「不安・抑うつ」、「人間関係」、「学業不振」となっている。 このほか、家庭環境などの様々な要因が絡み合っって不安を抱えている児童生徒が増えている。 不登校対策として、未然防止への取組や早期対応は重要であり、各学校では、学習や行事などを通して、子どもたちの自己肯定感を高め、学習のつまずきや悩みに個別に対応するなど、楽しい学校、学級づくりに努めている。また、教室に入ることができない児童生徒へは別室登校の対応を行い、登校しやすい環境づくりに取り組んでおり、本年5月時点で利用している児童生徒は16校で49人となっている。このほか、児童生徒の休みが続く場合にはすぐに家庭訪問を行ったり、学校内で状況や原因を把握し、支援策を講ずるためのケース会議を行っている。 しかしながら、不登校の要因は様々であり、児童生徒と親のニーズに応じた支援や居場所の確保と多様な学びの場が必要となっていることから、教育委員会では学校や福祉等との関係機関と連携しながら各種支援に取り組んでいるほか、県教育委員会が各学校に配置しているスクールカウンセラと連携し、相談体制を整備している。 教育委員会における取組は、1つ目は、不登校対応の相談・支援であり、スクールソーシャルワーカー3人、指導主事、教育相談員7人が1学期、2学期にかけて学校を訪問して指導・助言を行い、不登校の未然防止や改善に向けた相談・支援を行っている。 2つ目は、「11プロブレム」中1ギヤップの解消に向けた取組である。「11プロブレム」の解消については、保育教育機関から小学校への接続の充実に向けた取組として、本年2月に「花巻市架け橋カリキュラム」を策定し、就学前の遊びを中心とした教育から、教科指導による小学校教育へのギヤップを小さくして、子どもたちが安心して小学校生活に馴染むことができるよう、小学校区ごとにそれぞれ実践を進めている。小学校から中学校へ進学した際に学習面や生活面での環境の変化に適應できず不登校などの問題が起こる「中1ギヤップ」の解消に向けては、小・中の教員による情報交換や合同の研修会などの小中連携を進めているほか、小学校6年生の欠席状況報告を中学校へ引継ぐとともに、次年度への引継資料「児童生徒理解シート」の活用を図っている。 3つ目は、教育相談事業の実施である。問題を抱える児童生徒・保護者からの教育相談について、令和6年度に相談を受けた件数は、延べ2,915件あった。これらの相談については、スクールソーシャルワーカー、指導主事、教育相談員が、小さなSOSに早期に対応し、解決できるよう支援を行っている。 4つ目は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として策定した、花巻市「COOOLプラン」に基づく取組である。この具体的な内容は、市教育支援センター「風の子ひろば」において、7人の教育相談員が保護者や児童生徒の教育相談に応じたり、通級教室を開設して不登校の児童生徒の指導・支援を行っている。令和6年度は16人、令和7年度は5月時点で11人通っている。そのほか、家庭訪問や校内ケース会議への参加、オンライン型の学習指導なども実施しており、その支援の結果、学校へ復帰する子どもも増えている。 また、市内小中学校に校内教育支援センターを設置し、環境整備を行うとともに、現在、中学校8校に生徒支援員9人を配置し、不登校児童生徒の支援、定期的なケース会議での情報交換、生徒支援員の研修を行っている。 さらに、市内のフリースクールには、市から開設時に備品等への財政的支援を行ったほか、現在17人の子どもたちが通っているが、その様子や支援の仕方等について、学校を含めて情報共有しながら連携し、取り組んでいるところである。 このように、各学校や教育委員会において、不登校の児童生徒へは個別の状況に応じて対応し、どこにも繋がっていない児童生徒はいないようにしており、中学校卒業後は、子どもたちのほぼ全員が、通制制の高校を含め様々な道に進んでいる。引き続き誰一人取り残されない学びの保障に向け取り組む。初めに話したとおり、不登校の要因は様々であることから、地域の皆様にも学校の対応に協力いただくとともに、コミュニティスクールの活動等において、子どもたちに声をかけていただくなど、温かく見守っていただきたいと考えている。	完了
5	福祉部	障がい福祉課	ひきこもりへの対応策について	相談には本人が来るのか、それとも家族が来るのか。また、相談を受けての成功例があれば教えてほしい。	ひきこもり状態の方が自ら相談に来るケースは少ない。 「8050問題」といって、80代の親が50代の子どもの面倒を見ている状態もある。その場合は地域包括センターも関わっているの、高齢者支援の方から相談が来ることもある。 先ほどのお話したケースだが、家族から相談を受け、本人との接触がない家族への面会時のアドバイスで、家族と当事者の間に会話が生まれ、活動的になったという事例がある。 当事者や家族のペースに合わせて伴走型の支援をしていきたいと思う。	【障がい福祉課】 令和7年度においても当事者自らがひきこもりの相談に来ることは少なかったが、社協の総合相談室(生活困窮担当)に届いた当事者からの困窮に関する相談からひきこもり相談につながる、医療機関へ受診するに至ったケースもある。また、地区の民生委員やきょうだい等の家族、生活保護担当部署等からの相談により、必要に応じて自宅訪問等も行っている。過去にひきこもりとして相談受けたケースについて、その後の支援により就労系の福祉サービスの利用が開始された事例もある。 上記の通り令和8年度からは民間事業者とも連携しながら、引き続き当事者や家族のペースに合わせて伴走型の支援に努めていく。	完了

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
6	福祉部	障がい福祉課	ひきこもりへの対応策について	民生委員を通してひきこもりの件数を掘り起こしたほうがいいと思う。	民生委員の方には日頃の活動の中で、地域を見守っていただいているので、その中で気づいたことがあれば教えてもらいたい。	【障がい福祉課】 民生委員を通しての実態調査は、岩手県において平成30年に実施されている。また、地域の民生委員を通して相談を受けたケースもあるため、今後についても必要に応じて相談していただきたい。 市独自の实態調査については現時点では実施予定はないが、令和8年度から民間事業者への委託により「ひきこもりサポート事業」を実施することとしており、当事者やその家族等からの相談やアウトリーチを行っていく中で、ひきこもりの実態の把握に努めていくとともに、適切な支援を行ってまいりたいと考えている。	完了

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
7	教育部	学校教育課	不登校への対応策について	花巻市にフリースクールは何か所あるのか。	現在市内にフリースクールは桜台に1か所ある。 フリースクールではないが、子どもの居場所をつくっている施設がある。学校や勉強という枠にとらわれなくて、楽しく過ごしている。学校や教育委員会と定期的に連絡を取り合い、子どもの様子を聞いている。勉強会もしているので、勉強している回数を出席日数に換算している。	現在市内にフリースクールは桜台に1か所ある。 フリースクールではないが、市ではまなび学園内に教育相談室(風の子ひろば)を設置し、教育相談員が不登校児童生徒等の支援を行い、子どもの居場所をつくっている。学校や勉強という枠にとらわれなくて、楽しく過ごしている。学校や教育委員会と定期的に連絡を取り合い、子どもの様子を聞いている。勉強会もしているので、勉強している回数を出席日数に換算している。	完了
8	農林部	地域農業推進室	地域農業の将来像たる「地域計画」について	農業新聞に「地域計画」が全国でまとまったと出ていた。花巻市での状況と条件不利地の扱いの問題を伺いたい。	【農林部長】 地域計画は、地域農業における課題や課題解決に向けた取り組みについて記載されているほか、地域において農業を担っていく「農業を担う者」のリストや、どの農地を誰が耕作していくのかを地図に示した「目標地図」によって構成されている。 本市における地域計画は、農振農用地区域を計画区域とし、市内に154ある農家組合ごとに作成された集落営農ビジョンを16地区に取りまとめる形で令和6年4月1日に策定しており、「農業を担う者」の数は策定時点で1,508経営体となっている。また、地域農業における課題については、16地区のすべてにおいて農業従事者の高齢化や後継者不足といった労働力不足が挙げられているほか、中山間地域など耕作条件不利地を多く抱える地域においては、労働力不足に加えて、遊休農地化の進行や鳥獣被害の拡大などを挙げられる地域が多くみられる。 地域が抱える条件不利地の扱いについては、土地所有者や地域の意向にもよるが、引き続き農地として活用していく場合は、担い手を長期間確保できる地域においては、圃場整備により生産条件を改善して生産効率を高めること、担い手の確保が難しい地域においては、労働力が比較的に少なくても生産可能な牧草などの粗飼料生産を行うといった新たな営農形態への転換などが考えられている。また、粗放的な土地利用をしていく場合には、中山間地域等を事業対象地域として、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地以外の農地において粗放的な土地利用を行う際の土地利用構想の設定のほか、土地利用構想に基づく農地保全のための条件整備や各種取り組みを実施する際に必要な経費について支援を行う最適土地利用総合対策の活用なども考えられている。市としては、土地所有者や地域の方々がどのような取り扱いをしていく意向なのかを伺いながら、必要に応じて支援をしていくことが重要と認識している。 太田地区における地域計画を見ると、平場地域で法人化率も高く、農業を担う者の数は70、担い手への農地集積率は80%を超えるものの、農業従事者の高齢化に伴う農業後継者の確保や遊休農地化の進行のほか、一部の集落においては、圃場の区画が狭小あるいは不整形、給排水に問題があるといった条件不利地の解消が課題であるとして挙げられている。太田地区については、現在、柴沼地区や太田地区の圃場整備事業が実施されているほか、新たに2つの地区において圃場整備事業の実施に向けた調整が行われているので、まずはこれらの事業の推進を支援し、そのうえで担い手への農地集積や地理的な集約化のほか、農作業の省力化や効率化に大きく寄与するスマート農業技術の導入など、地域の実情に応じた支援を関係機関と連携しながら行っていきたいと考えている。 なお、地域計画については、定期的な見直しが必要であることから、今後において、地域計画の変更手続きを計画的に進めていくため、年2回のペースで行われる農用地利用計画の変更に合わせて地域計画も変更したいと考えており、7月末の計画変更を目指す上期には、農用地区域の変更に伴う地域計画区域の変更のほか、集落営農ビジョンの更新に伴う地域課題や課題解決に向けた取組内容の変更などを主な内容とし、1月末の計画変更を目指す下期には、農用地区域の変更に伴う地域計画区域の変更のほか、「農業を担う者」の追加や削除、農地の権利移動に伴う目標地図の変更などを主な内容として進めたいと考えている。 最適土地利用のための総合対策は、地域で農地をどうしていくか、荒廃農地をどうにかしたいなど、地域での話し合いから農用地保全のための取り組みを支援する事業である。取り組みの例は、放牧や蜜源作物の栽培、福祉農園や新規就農者への活用がある。また、農業体験を通じて教育としても活用されている。	地域計画は、地域農業における課題や課題解決に向けた取り組みの内容のほか、地域において農業を担っていく「農業を担う者」のリストや、どの農地を誰が耕作していくのかを示した「目標地図」によって構成されている。 本市における地域計画は、農振農用地区域を計画区域とし、市内の農家組合ごとに作成された集落営農ビジョンを16地区に取りまとめる形で令和6年4月1日に策定されており、この策定時においては、すべての地区において農業従事者の高齢化や後継者不足といった労働力不足が地域農業における課題として挙げられていたほか、中山間地域など耕作条件不利地を多く抱える地域においては、労働力不足に加えて、遊休農地化の進行や鳥獣被害の拡大などを挙げられる地域が多くみられたところである。 また、地域が抱える条件不利地については、引き続き農地として活用していく場合は、担い手を長期間確保できる地域においては、圃場整備により生産条件を改善して生産効率を高めること、担い手の確保が難しい地域においては、労働力が比較的に少なくても生産可能な牧草などの粗飼料を生産するといった新たな営農形態への転換を進めることなどが考えられ、粗放的な土地利用をしていく場合には、国の最適土地利用総合対策を活用することなどが考えられるところであるが、市としては、土地所有者や地域の方々がどのような取り扱いをしていく意向なのかを伺いながら、必要に応じた支援をしていくことが重要と認識している。 太田地区における地域計画を見ると、平場地域であり、法人化率や担い手への農地集積率は高いものの、農業従事者の高齢化に伴う農業後継者の確保や遊休農地化の進行のほか、一部の集落においては、圃場の区画が狭小あるいは不整形、給排水に問題があるといった条件不利地の解消が課題であるとして挙げられている。太田地区については、現在、柴沼地区や太田地区の圃場整備事業が実施されているほか、新たに2つの地区において圃場整備事業の実施に向けた調整が行われているので、まずはこれらの事業の推進を支援し、そのうえで担い手への農地集積や地理的な集約化のほか、農作業の省力化や効率化に大きく寄与するスマート農業技術の導入など、地域の実情に応じた支援を関係機関と連携しながら今後も引き続き行っていきたい。 なお、地域計画については、年2回のペースで行われる農用地利用計画の変更に合わせて定期的に見直しを行うこととしており、7月末の計画変更を目指す上期には、農用地区域の変更に伴う地域計画区域の変更のほか、集落営農ビジョンの更新に伴う地域課題や課題解決に向けた取組内容の変更などを主な内容とし、1月末の計画変更を目指す下期には、農用地区域の変更に伴う地域計画区域の変更のほか、「農業を担う者」の追加や削除、農地の権利移動に伴う目標地図の変更などを主な内容として進めていくこととしている。	完了
9	農林部	地域農業推進室	地域農業の将来像たる「地域計画」について	集落営農ビジョンは農家組合の役員が中心となって作成しているのか。 地図を見たが、合っていないように思える。またこの情報が地域においてきていないことが問題だと思う。	基本的には集落営農ビジョンがベースとなるので、農家組合の役員さんたちが中心となって作成していると認識している。	地域計画が策定されて間もないこともあり、内容が浸透していないところも散見されるが、今後における地域計画の見直し(ブラッシュアップ)において、集落営農ビジョンの見直しにおける各農家組合の話し合いの充実など、地域計画の内容の充実に向けた取り組みを花巻農業協同組合をはじめとする関係機関・団体と連携しながら進めていく。	完了
10	農林部	農村林務課 農政課	マルカン所有の土地について	キャンプ村近くのマルカン所有の土地に、クマで出たりしている。土地の有効活用を考えていただきたい。	この土地について、以前太田地区の住民が活用したいということで、株式会社マルカンに対し申し出たことがあるが、認められなかった。 この土地について、管理にお金を掛けたくないという気持ちがあると思う。数年経過したので、また株式会社マルカンに意向を伺いたい。 草刈りについては、市が民間の土地の草刈りをするのは難しいが、クマが出ているので草刈りにしてもお話ししたい。	7月15日にマルカンを訪問し、状況を確認したところ、施設の管理になかなか手が回らず草刈などができていないこと、動物等の生息地となっており、地域が困っていることについて心苦しく思っていること、条件によるものの現時点では売買や賃貸等の活用の見込みはないことを伺った。 7月22日に太田地区コミュニティ会議会長へマルカンの意向を伝えた。 12月16日に再度、マルカンを訪問し、電気柵の設置に対する市の補助制度をお知らせするとともに、草刈り等の管理についてあらためて依頼した。 有害鳥獣の専門である岩手大学の山内進教授からの助言を踏まえ、マルカン周辺の有害鳥獣対策については、マルカン所有地の近隣にある「養豚施設」の飼料が有害鳥獣を誘引していることから、同月に養豚施設管理者へ電気柵の設置について依頼した。	完了
11	地域振興部	地域づくり課	道の駅はなまき西南について	道の駅はなまき西南に地域で使えるような会議室があればよいと思う。	(コメントなし)		完了